

事業所内保育事業所について

1 事業所内保育事業とは

事業所内保育事業とは、事業所の従業員の子どもの保育を実施するほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行となり、市の認可事業として、児童福祉法による家庭的保育事業等の一つとして位置付けられました。

2 定員について

小規模保育事業所などの他の家庭的保育事業等と異なり、定員に制限はありませんが、利用定員の人数に応じて地域の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設定する必要があります。

①地域枠の設定

利用定員	10人以下	20人以下	30人以下	40人以下	50人以下	60人以下	61人以上
うち地域枠	1人以上	4人以上	6人以上	10人以上	12人以上	15人以上	20人以上

②従業員枠と地域枠について

	従業員枠	地域枠
支給認定（※1）	必要	
入所選考	事業者が行う	市が行う
保育料	市が定める保育料（※2）	市が定める保育料
公定価格（運営費）	84%	100%

※1 保育希望の場合、保育を必要とする事由（両親が一定時間以上就労している等）に該当することの認定

※2 企業の福利厚生施設として、事業者の負担により、従業員枠の子どもの保育料を安く設定することは可能

3 主な認可基準

類型		保育所型	小規模型
定員		20人以上	19人以下
対象年齢		原則として0～2歳	
職員	保育従事者		
	資格	保育士資格者	保育士資格者 (研修修了者を含む)
	配置基準	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	
	その他	嘱託医、調理員	
設備	保育室等	0・1歳児：3.3 m ² /人 2歳児：1.98 m ² /人	
	調理室	調理室	調理設備
	その他	医務室、便所	
	屋外遊戯場	2歳児：3.3 m ² /人	